

今年から、下記の車載カメラの規則が追加されました。
地区戦に限らず、すべてのラリーに適用されます。

24年JAF国内競技車両規定 第2編 ラリー車両規定

第2章 安全規定

第1条 車載カメラ

競技参加者が車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。

- 1 ・ 車体の表面からはみ出してはならない。
- 2 ・ コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー／コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。
- 3 ・ 取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着材、吸盤など）
- 4 ・ 取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
- 5 ・ 競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
- 6 ・ クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

車外取り付けは基本NG

